

中小製造事業者等の 意欲的な取組を支援します。

令和
2年度版

1 販路開拓・新商品開発・特許等出願に対する助成

対象：市内中小製造事業者・中小製造事業者が組織する団体

※ただし、みなし大企業に該当するものを除く

1. 大規模展示会出展等事業補助金	2. 新商品等開発事業補助金	3. 産業財産権出願事業補助金
<p>展示会出展経費等の一部を助成</p> <p>補助対象事業</p> <ul style="list-style-type: none"> 全国的な規模の展示会に出展又は開催する事業等 <p>補助対象経費</p> <ul style="list-style-type: none"> 国内／小間料の1/2以内(上限30万円) 海外／小間料・印刷製本費・輸送費・保険料の1/2(上限50万円) <p>※過去利用回数に応じて、限度額が変更になります。</p> <p>申込期間</p> <ul style="list-style-type: none"> 展示会開催期間の初日が 令和2年4月1日～令和2年9月末日の場合 令和2年4月1日～令和2年8月末日 展示会開催期間の初日が 令和2年10月1日～令和3年3月末日の場合 令和2年9月1日～令和3年2月末日 	<p>新商品開発経費の一部を助成</p> <p>補助対象事業</p> <ul style="list-style-type: none"> 新たな技術を利用した新商品開発 従来にない特性等を持った新商品開発 <p>補助対象経費</p> <ul style="list-style-type: none"> 原材料費・委託試験費等の1/2以内(上限100万円) (戦略産業に該当する場合は2/3以内) <p>申込期間等</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和2年5月末日 申込メ切 令和2年6月下旬～7月上旬 新商品審査会実施 	<p>特許等出願経費の一部を助成</p> <p>補助対象事業</p> <ul style="list-style-type: none"> 自ら開発した製品等について、特許・実用新案に係る出願を行う事業 <p>補助対象経費</p> <ul style="list-style-type: none"> 出願経費、弁理士費用等の1/2以内(上限10万円) <p>申込期間</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和3年3月末日まで



※ 令和2年度の産業財産権出願事業補助金の受付は終了しました。

※令和2年度における拡充

従来、国内での同一展示会出展は
2回目は20万円
3回目は10万円が上限

令和2年度は、何回目でも
上限:30万円

※ 9/1～受付(下期分)

※令和2年度における拡充

令和2年度は
従来の新商品開発事業に加え
自社製品改良事業も補助対象

補助率:2/3以内

補助限度額:30万円

※ 9/1～受付(予定)

※令和2年度における拡充

従来の補助率 5%

令和2年度は補助率 **10%**

(補助限度額は500万円)

※ 4/17～受付中

2 事業高度化機械設備設置に対する助成

補助対象 ● 製造業 ● 市内に製造拠点を有する中小企業

助成内容

補助要件	補助率
①1点500万円以上の機械設備 ^{※1} ^{※2} を市内製造拠点に設置 ②従業員が減少しないこと ^{※3}	機械設備取得経費の 5% (限度額500万円)

※1 機械設備とは、地方税法に規定する償却資産の【機械及び装置】で、耐用年数1年以上のものとする。

※2 「新製品、新商品の開発又は製造」若しくは「生産性10%以上の向上」のいずれかを達成できる見込みのある機械設備設置が補助対象事業となります。

※3 ・従業員は雇用保険の一般被保険者となります。

・従業員数は事業着手日(機械設備の契約日または発注日)と、業務開始日(機械設備の納品、稼働、支払いが全て完了した日)を比較します。

お問い合わせ先

静岡市経済局商工部 産業振興課 工業振興係

〒424-8701 静岡市清水区旭町6-8 電話/054-354-2058 FAX/054-354-2132



3 静岡市中小企業技術表彰

対象 「新規」又は「独創性の高い技術」を持つ中小製造事業者

概要 **【目的】**

新規又は独創性の高い技術を持ち、活躍されている市内中小製造事業者を募集・表彰し、市民の皆さんに周知することにより、本市産業の振興と経済の活性化を図る目的で、平成28年度から本表彰を実施しています。

【特典】

受賞者は、市ホームページ等本市によるPRのほか、市制度融資を利用する際の保証料について、保証料補助の上乗せが適用されるなどの特典があります。

過去の受賞企業においては、社員の採用や取引先の開拓等で受賞実績をPRするなど、本表彰制度を活用した積極的な自社PR活動を展開されています。

6～7月 表彰企業の募集
 10月 審査会で受賞企業を決定
 翌年1月 表彰式
 ※R2年度は開催を中止しました。
 R3年度以降は開催調整中です。



静岡市中小企業技術表彰ロゴ

お問い合わせ先

静岡市経済局商工部 産業振興課 工業振興係

〒424-8701 静岡市清水区旭町6-8 電話/054-354-2058 FAX/054-354-2132

4 「地域未来投資促進法」を活用した設備投資減税のご紹介

- 地域未来投資促進法に基づき「地域経済牽引事業計画」を作成し、市の承認を受けた事業者様については、「設備投資減税」が受けられる可能性があります。
- 計画の承認には、市が指定した成長分野に該当することに加え、経済的効果の要件等を満たす必要があるため、詳細については、お問い合わせください。
- 静岡市の地域特性を活用した分野として支援対象となる「成長分野」は下記のとおりです。

対象設備	特別償却	税額控除
機械装置・器具・備品	40%	4%
上乗せ要件を満たす場合	50%	5%
建物・附属設備・構築物	20%	2%



お問い合わせ先

静岡市経済局商工部 産業振興課 立地環境整備係

〒424-8701 静岡市清水区旭町6-8 電話/054-354-2046 FAX/054-354-2132

「地域経済牽引計画」承認によるメリット

- ①設備投資減税
- ②国補助金の採択優遇
- ③販路開拓支援
- ④規制の特例措置(市街化調整区域への立地)